長崎県高齢者入所施設新型コロナウイルス感染症

スクリーニング事業費補助金実施要綱

（趣旨）

1. 県は、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、重症化リスクが高く、クラス

ター化する恐れが高い入所系高齢者施設において、施設内感染を未然に防止するため、新規入所者の入所前に実施するＰＣＲ検査等への支援を目的とし、予算の定めるところにより、長崎県高齢者入所施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年３月30日長崎県告示第460号の９）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助の対象事業等）

第２条　この補助金の交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。

入所系高齢者施設の新規入所者のＰＣＲ検査等のうち、行政検査とならなかったもの。

また、ここでいう入所系高齢者施設とは、第１号に規定する施設をいい、長崎県内に

所在する施設に限る。

（１） 対象施設

ア 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び生活支援ハウス

イ 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

ウ 長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱に定める原子爆弾被爆者一般養護

ホーム及び原子爆弾被爆者特別養護ホーム

　　エ　その他県が適当と認めた施設

　（２）交付対象者

・令和２年１０月５日から令和３年３月３１日までにおける新規入所する者のＰＣＲ検査等の費用負担を行なった入所系高齢者施設

・長崎県健康管理アプリまたはこれと同等とみなせる、職員・利用者の日々の健康状態を入力し、管理することができるシステムを構築している入所系高齢者施設

（３） 交付対象経費

　　・ＰＣＲ検査、ＬＡＭＰ法検査又は抗原定量検査等の費用

（４） 交付額の基準

・一回につき、１８，５００円を上限とする。

２　次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

（１）国や県が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる費用

（２）その他、補助金として適当と認められないもの

（補助額）

第３条　補助金は、次により算出する。なお、算出された額に100 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）次の ア 及び イ の方法により算出された額を比較していずれか少ない方の額

　　 ア 算出した対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合にあっては、寄付金収入額のみを除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額

　 イ 別表により算出した補助基準額

（申請書に添付すべき書類）

第４条　規則第４条の規定により添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）経費所要額調（様式１の１）

（２）事業実施計画書（様式２）

（３）誓約書（様式３）

２　規則第４条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、年度ごとに別に定める期日までとする。

（交付の条件）

第５条　規則第６条第１項の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、様式４により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

（５）補助事業を行うにあたり、次のアからウに掲げる者と契約を締結してはならない。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

（６）補助事業者が前項までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（軽微な変更）

第６条　規則第11条第２項第１号の規定により知事が定める軽微な変更は、県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更とする。

（概算払）

第７条　知事は、補助の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様式５による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条　規則第13条第１項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業の完了日の属する年度の翌年度４月10日のいずれか早い日とし、様式６により報告書を知事に提出しなければならない。

２　規則第13条第１項前段の規定による実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 経費所要額精算書（様式７）
2. 事業実績報告書（様式８）

（３）歳入歳出決算見込書抄本

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和２年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

|  |
| --- |
| 基準額 |
| 検査等の費用が、１８，５００円以上の時は、１８，５００円。１８，５００円未満の時は、その金額までを上限とする。 |